

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年 12 月
国土交通省

特定事業 の名称	期間	概要	公共施設等 の立地	実施方針の 策定期間	担当
一般国道 2 号 神戸三宮駅交通 ターミナル特定 運営事業等	特定事業契約締結から 1 5 年間（予定）。	P F I 事業者は、一般国道 2 号神戸三宮駅交通ターミ ナルの運営等事業を実施す る。	兵庫県神戸市	令和 6 年度第 4 四半期頃（予定）	近畿地方整備局 道路部道路計画第二課 直通：06-6945-7420

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。

※なお、「一般国道 2 号神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」は神戸市が実施方針の策定等を行う「三宮バスターミナル特定運営事業等」と一体的に行うことを予定しています。